

「令和7年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和7年2月5日	株式会社国際観光交通(法人番号3320001009476)代表者佐藤春三	本社営業所	文書警告	道路運送法(以下「法」)第23条第3項、法第27条第3項	令和7年1月16日、監査実施。6件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任(解任)届出違反(法第23条第3項)、(2)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項)、(3)点呼の記録事項等義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録事項義務違反(運輸規則第25条第1項、第3項、第4項)、(5)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(6)運行管理規程の制定義務違反(運輸規則第48条の2第1項)	0	0	0	0
	大分県竹田市大字竹田町574番地1号	大分県竹田市大字竹田町字古町574番地1号							
令和7年2月6日	有限会社有田タクシー(法人番号4300002008271)代表者三枝茂利	本社営業所	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年1月30日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0	0	0
	佐賀県西松浦郡有田町赤坂丙2351番地242号	佐賀県西松浦郡有田町赤坂丙2351番地242号							
令和7年2月17日	株式会社エキマエタクシー(法人番号7310001003526)代表者川添暢也	諫早営業所	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法(以下「法」)第20条	令和6年11月13日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(法第20条)	1	1	1	1
	長崎県長崎市大橋町25番地6号	長崎県諫早市城見町830-1							
令和7年2月18日	宇佐参宮タクシー有限会社(法人番号4320002014367)代表者高野修	本社営業所	文書警告 文書勧告	道路運送法第27条第3項	令和7年1月24日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項)、(2)点呼の記録事項等義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(5)運転者に対する指導監督の記載事項義務違反(運輸規則第38条第1項)(6)指導主任者の選任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号)、(7)指導主任者の転任(退任)届出義務違反(運輸規則第68条第1項第4号)	0	0	0	0
	大分県豊後高田市大字高田994番地1号	大分県豊後高田市大字高田994番地1号							